

第8章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項（景観法第8条第2項第4号）

屋外広告物は、商業地域等においては賑わいの景観を創りだしますが、一方で周囲への配慮のない屋外広告物は、街並み景観や自然景観における景観阻害要素となる場合があります。

屋外広告物は良好な景観形成において重要な要素となるため、本計画の目標及び景観形成の方針に基づいて周辺の景観に配慮したものとなるよう誘導を図ります。

今後、本市独自の屋外広告物行政の取組に向けた検討を行います。将来的には屋外広告物条例を制定し、屋外広告物の表示及び設置について、広告物の種類ごとに許可基準を設けます。

なお、市条例の制定までは山口県屋外広告物条例に沿って制限・誘導を図っていきます。



屋外広告物の例